

千葉県保安林制度施行要綱の改正(案)の概要について

令和7年12月17日
千葉県農林水産部森林課

1 千葉県保安林制度施行要綱について

千葉県保安林制度施行要綱(以下「要綱」という。)は森林法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成するための民有保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更その他の保安林制度の施行について定めております。

2 要綱の改正理由について

森林法施行令、森林法施行規則及び林野庁長官通知「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」の改正により、指定施業要件における植栽の基準及び指定等若しくは伐採許可の申請等に当たって必要な添付書類等について改正が行われたことを踏まえ、要綱の改正を行います。

3 要綱の改正(案)の概要について

(1) 指定施業要件における植栽の基準について(新第21条関係)

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none">・満1年以上の苗と同等の大きさ(苗長、根元径)を有する苗も植栽可能・災害のおそれがなく、効率的に施業が可能な立地では、算式によらない本数での植栽が可能	<ul style="list-style-type: none">・満1年以上の苗を植栽・1ha当たり次の算式により算出された本数を植栽 $3,000 \times (5/V)^{2/3}$<p>V:標準伐期齢における 平均成長量(m³/ha/年)</p>

(2) 指定等(保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更)の申請に当たって必要な添付書類について(新第6条、新第31条関係)

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none">・指定等の申請者が国または地方公共団体の長以外の者であるときは、直接の利害関係を有する者であることを証する書類・転用を目的とした解除の申請の場合は、転用を行うに当たって必要な資力及び信用があることを証する書類	(新設)

(3) 立木の伐採許可申請及び届出に当たって必要な添付書類について(新第42条、新第46条関係)

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none">・(法人)登記事項証明書、(法人でない団体)代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、(個人)住民票の写し又は個人番号カードの写し等氏名及び住所を証する書類・他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請状況を記載した書類・申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書・(所有者以外の場合)当該森林を伐採する権原を有することを証する書類・申請の対象となる森林の土地の境界確認を行ったことを証する書類	(新設)

(4) その他林野庁長官通知に合わせた改正

4 施行予定日

令和8年2月2日(月)